

# 「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律」

(平成 23 年 7 月 29 日法律第 87 号)

平成 23 年 7 月 29 日  
内閣府 防災担当

## 1. 被災者生活再建支援金に係る補助の特例の創設 (第 5 条の 2 関係)

被災者生活再建支援金補助金について、今般の東日本大震災に限った措置として、既に支給した支援金を含め国の補助率を 50% から 80% に引き上げる。

### <参考>

- ・被災者生活再建支援法 (平成 10 年制定)

都道府県の相互扶助により、都道府県が拠出した基金を活用し、住宅の被害程度や再建方法に応じ最大 300 万円 (基礎支援金 100 万円、加算支援金 200 万円) を被災世帯に支給

- ・関係予算

第 1 次補正予算 : 520 億円

第 2 次補正予算 : 3,000 億円 (予定)

c. f. 基金残高 : 約 538 億円 (平成 22 年 3 月末現在)

## 2. スケジュール

7 月 29 日 (金) 公布・施行